

旭川 労政だより

平成29年1月1日発行
旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
旭川市6条通10丁目
旭川市第三庁舎3階
Tel : 25-7152 Fax : 26-7093

北海道最低賃金が786円に改定 (平成28年10月1日より発効)

北海道最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称に関わらず、北海道内で事業を営む使用者及びすべての労働者に適用されます。

なお、処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業など特定の産業には、北海道の特定（産業別）最低賃金が定められており、平成28年12月1日から同月4日までの間に改定額が順次発効されています。

■詳細

- ・厚生労働省北海道労働局 労働基準部賃金室
電話：011-709-2311（内線3533）

～就業規則の見直しはお済みですか～ 育児・介護休業法が改正されました

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に男女ともに離職することなく働き続けることができる就業環境の整備に向け、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正されました。（平成29年1月1日施行）

厚生労働省では、事業者がこの法改正に伴う就業規則の見直しを円滑に進めることができるよう規定例をホームページ（[厚労省 育児・介護休業法](#)）で検索して公表しています。

《主な改正点》

○仕事と介護の両立支援制度の見直し

1. 対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業の分割取得を可能とする。
2. 介護休暇の半日単位での取得を可能とする。
3. 介護休業とは別に、介護のための所定労働時間の短縮措置等を利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
4. 介護のための所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求できる権利として新設。
5. 有期契約労働者の介護休業の取得要件を緩和。（当該事業主に引き続き雇用された期間の要件を「1年以上」から「過去1年以上」に緩和など）

○仕事と育児の両立支援制度の見直し

1. 子の看護休暇の半日単位での取得を可能とする。
2. 有期契約労働者の育児休業の取得要件を緩和。（当該事業主に引き続き雇用された期間の要件を「1年以上」から「過去1年以上」に緩和など）
3. 育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子など法律上の親子関係に準じるといえる関係にある子を追加。

■詳細

- ・厚生労働省北海道労働局 雇用環境・均等部
電話：011-709-2715

「旭川まちなかしごとプラザ」が 移転しました

お仕事を探されている方を対象に様々な就職支援サービスをワンストップで提供する「旭川まちなかしごとプラザ」が、平成28年10月に西武旭川店B館9階から[マルカツデパート5階](#)（旭川市2条通7丁目）に移転しました。

同プラザでは、これまで同様、旭川市職業相談室、ハローワーク旭川、ジョブカフェ・ジョブサロン旭川の共同運営により、職業相談や職業紹介、求人情報検索、生活・就労相談に応じるほか、各種セミナー、UIターンに関する情報提供を行っています。

《各窓口の対応時間》

- 旭川市職業相談室、ハローワーク旭川
火～土曜日 午前10時30分～午後7時

○ジョブカフェ・ジョブサロン旭川
月～金曜日 午前10時～午後6時
※いずれも祝日、年末年始を除く

■詳細

- ・旭川まちなかしごとプラザ
電話：23-1401
- ・旭川市 経済観光部経済総務課
電話：25-7152



「若年者就職ステップアップ事業」に
ご協力をお願いします

旭川まちなかしごとプラザに隣接する「あさひかわ若者サポートステーション」（通称：サポステ）では、様々な理由により働きたいのに働くことができていない15～39歳の方とご家族等を対象に、ご本人が抱える悩みや状況に合わせ、関係機関と連携しながら次のステップに進むための支援をきめ細かく行っています。

○職場体験の受入企業を募集しています

旭川市では、サポステの基礎的な支援に加え、働くことに対して不安を抱えている若者が適職を見つけられるよう「若年者就職ステップアップ事業」として事業者の皆さまにご協力いただき、若者が様々な業種の職場でサポートを受けながら就労を実際に体験する職場体験を実施しています。若者の自信回復・スキルアップはもとより、企業にとっても人材確保に繋がる可能性がありますので、職場体験の受入にご協力いただける事業者の方は連絡をお願いします。

○「就労体験説明会」を開催します

職場体験を希望する若者を対象として、事業概要のほか受入企業担当者による職場に関する説明を行います。参加は無料で、体験前の疑問等について具体的に聞くことができる機会ですので、関心のある方がいらしゃいましたら情報提供にご協力をお願いします。

《開催日時・場所等》

日時：平成29年1月23日（月）午後1時から
場所：フィール旭川（旭川市1条通8丁目）
7階 国際交流センター会議室
定員：30人 ※下記連絡先へ事前申込みが必要

■詳細・連絡先

- ・あさひかわ若者サポートステーション
電話：73-9228
ホームページ：[あさひかわ サポステ](#)で検索

上川中部季節労働者
通年雇用促進協議会
ご利用ください

上川中部季節労働者通年雇用促進協議会では、季節的な業務に従事する季節労働者の通年雇用化を支援しています。

季節労働者への資格取得支援等のほか企業に対する支援も行っていますので、併せてご利用ください。

下記セミナー及び合同企業説明会はいずれも参加無料です。参加をご希望の場合は下記連絡先へ事前にお申込みください。

○人材育成セミナーを開催します

企業を対象とした人材育成を支援する内容のセミナーです。人材確保のヒントに、参加してみませんか。

日時：平成29年2月16日（木）

午後2時～午後4時

場所：旭川市科学館サイパル（旭川市宮前1条3丁目）

1階 学習研修室

○合同企業説明会参加企業を募集しています

季節労働者の通年雇用に前向きな企業を集め、合同企業説明会を開催します。

日時：平成29年2月23日（木）

午後1時～午後4時

場所：旭川市大雪クリスタルホール（旭川市神楽

3条7丁目） 国際会議場大会議室

※申込み多数のときは選考する場合があります。

■詳細・連絡先

- ・上川中部季節労働者通年雇用促進協議会
（事務局：旭川市 経済観光部経済総務課内）
電話：26-3601
ホームページ：[上川 通年雇用](#)で検索



魅力ある職場づくりに対する 助成金のご案内

厚生労働省では、高齢者の雇用促進を目的とした65歳以降の定年引上げや従業員の離職率低下を目指す雇用管理制度の整備など魅力ある職場づくりに向け新制度の導入に取り組む事業者に対し、助成金を支給する制度を設けています。

65歳超雇用推進助成金	
対象者	高齢者の雇用促進を目的として、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度導入のいずれかを実施した事業者
支給額	実施した措置の内容に応じた金額を支給。 ○65歳への定年引上げ 100万円 ○66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止 120万円 ○希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入 ・66歳から69歳までのいずれかの年齢まで雇用するもの 60万円 ・70歳以上まで雇用するもの 80万円
主な支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の規定に際し経費を要した事業者であること。 ・制度を規定した就業規則等を整備している事業者であること。 ・制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者雇用安定法第8条又は第9条の規定に違反していないこと。 ※上記以外にも要件があります。詳しくは下記手続き先へご確認ください。
手続き	助成対象となる措置を実施後2か月以内に下記手続き先へ申請。 ※申請書類様式は厚生労働省又は手続き先ホームページ（ 65歳超雇用推進助成金 で検索）からダウンロードできます。

■詳細・手続き先

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道支部 高齢・障害者業務課
電話：011-622-3351

職場定着支援助成金（個別企業助成コース）

○雇用管理制度助成

事業主が、新たに雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ対象））の導入・実施を行った場合に、制度導入助成として1制度につき10万円を支給。

さらに、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に、目標達成助成として60万円を支給。

○介護福祉機器等助成

介護事業者が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用等の1/2（上限額300万円）を支給。

○保育労働者雇用管理制度助成 及び 介護労働者雇用管理制度助成

保育事業者又は介護事業者が、保育労働者又は介護労働者の職場への定着促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行った場合に、制度整備助成として50万円を支給。

さらに、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者又は介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合に、計画期間終了1年経過後に目標達成助成（第1回）として60万円を、計画期間終了3年経過後に目標達成助成（第2回）として90万円を支給。

手続き

助成を受けるには、対象となる制度の導入に先立ち、計画を作成し北海道労働局から認定を受ける必要があります。
 ※助成金支給までの流れなど手続きの詳細は厚生労働省ホームページ（[職場定着支援助成金](#)で検索）をご確認ください。

■詳細・手続き先

- ・厚生労働省北海道労働局
雇用助成金さっぽろセンター
電話：011-788-9132

建設業退職金共済（建退共）制度を ご活用ください

建設業退職金共済制度（略称：建退共制度）は、中小企業退職金共済法に基づき国が創設した建設現場で働く方々のための退職金制度です。

制度を運営する独立行政法人勤労者退職金共済機構と建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、同機構が交付する共済手帳に労働者の働いた日数に応じて事業主が共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに同機構から労働者に直接退職金が支払われる仕組みです。

総合・専門・元請・下請の別や専業・兼業の別を問わず、また許可（大臣・知事）を受けているかに関わらず、建設業を営むすべての事業主が加入できます。

なお、平成28年4月1日から制度が一部改正（退職金の予定運用利回りの引上げ、退職金の受給に必要な掛金納付月数の要件緩和など）されています。詳しくは同機構へご確認ください。

《現在制度を活用されている事業主の皆さまへ》

共済証紙は確実に貼付してください！！

建退共制度では、共済手帳へ貼付された共済証紙が掛金を納付済であることを証明し、これを基に労働者に将来退職金が支給されます。重要な手続きですので確実にを行うよう十分留意してください。

■詳細

- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共北海道支部
電話：011-261-6186

労災補償の対象となる疾病は 「職業病リスト」で確認を

労災保険制度は、労働者の業務上の事由又は通勤による傷病等に対して必要な保険給付を行うもので、原則として労働者を一人でも使用する事業は業種の規模等を問わずすべてに適用されます。

この制度で補償対象となる疾病は、厚生労働省が「職業病リスト」で定めています。このリストは、業務との間に因果関係が認められる疾病の範囲を明確にすることで、被災した労働者の労災補償に関する請求手続きを容易にする役割があり、厚生労働省では新しい医学的知見や傷病の発生状況を踏まえて定期的に見直しを行い、ホームページ（[厚労省 職業病](#)で検索）で公表しています。

なお、「職業病リスト」に示されていない疾病でも業務との間に因果関係が認められる場合には補償対象となりますので、詳細は下記問合せ先へご確認ください。

■詳細・問合せ先

- ・厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課職業病認定対策室
電話：03-5253-1111（内線5468）

※厚生労働省では労災保険に関する相談に応じる専用ダイヤル（通話有料）を設けています。
労災保険相談ダイヤル：0570-006031

企業情報提供サイト「はたらく あさひかわ」をご利用ください

<https://www.hataraku-asahikawa.jp/>

旭川市では、地元の若者やU I Jターンを希望する方との橋渡しを目的とした企業紹介サイト「はたらくあさひかわ」を開設しています。ぜひご利用ください。

取材にお伺いして記事を作成し、企業や仕事、働く人の魅力をサイトで紹介していくほか、求人情報などを掲載します。費用は無料です。

掲載内容など、お気軽にお問い合わせください。



はたらくあさひかわ 検索

企業登録フォームをご利用ください



【お問い合わせ】 旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係 電話：25-7152